

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年4月25日
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪股 伸晃
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03 - 6736 - 2000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	J P M エマージング株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券の金額】	4,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年10月25日付で提出した有価証券届出書（平成24年3月14日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正し、また記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出いたします。

2 【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

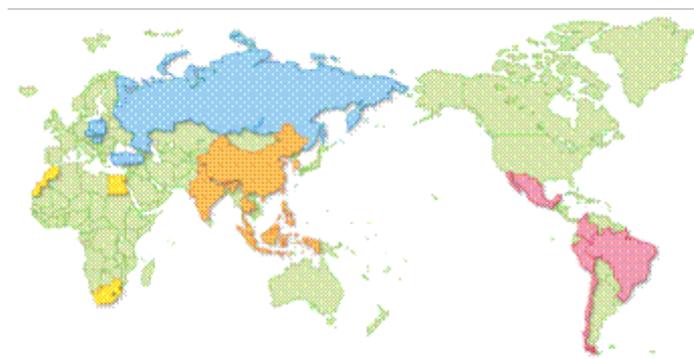
1【ファンドの性格】

（1）ファンドの目的及び基本的性格

（イ）ファンドの目的

<訂正前>

（略）

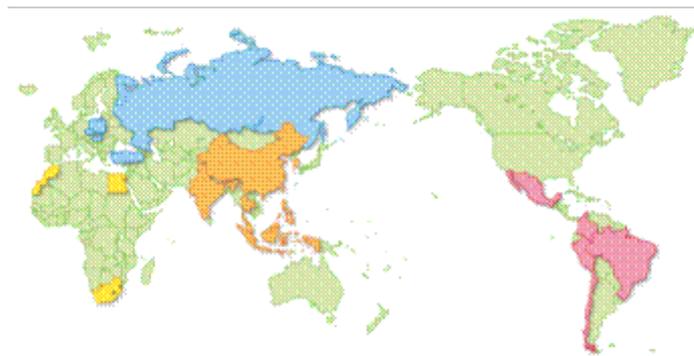


中南米	ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー
欧州	チェコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ
アジア	中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾、タイ
アフリカ	エジプト、モロッコ、南アフリカ

MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国
（平成23年6月末現在）

<訂正後>

（略）



中南米	ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー
欧州	チェコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ
アジア	中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾、タイ
アフリカ	エジプト、モロッコ、南アフリカ

MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国
（平成23年12月末現在）

（3）ファンドの仕組み

（ハ）委託会社の概況

<訂正前>

資本金 2,218百万円（平成23年8月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成23年8月末現在）

（以下略）

<訂正後>

資本金 2,218百万円（平成24年2月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成24年2月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（1）投資方針

（ロ）投資態度

<訂正前>

（略）

定量分析

投資対象銘柄を数値データにより分析（定量分析）する上で有効であるとする後記の3つの観点に着目したデータを用いて点数化します。

その合計評価により投資対象となる銘柄の候補（投資候補銘柄）を絞り込みます。

投資対象は、定量分析するためのデータが取得できる銘柄とします。

1）市場全体に対して割安であるか

2）国別、業種別等の類似グループ内において割安であるか

3）企業収益予想・株価のモメンタム（勢い・方向性）が良好であるか

ファンダメンタルズ分析（定性分析）

前記 で絞り込まれた投資候補銘柄について、前記 の定量分析で使用したデータの妥当性を検証し、また定量分析のみで把握できない事象（企業買収、会計基準変更等）を加味した検証（定性分析）がポートフォリオ・マネジャーにより行われます。この結果、前記 で絞り込まれた投資候補銘柄が更に絞り込まれます。その際、グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ*に属するアナリストの情報も活用します。

* グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループに関しては、後記「（3）運用体制」をご参照ください。

ポートフォリオ構築

前記 ・ で絞り込まれた投資候補銘柄について、国別配分や業種配分が偏らないよう考慮し、60から100銘柄程度を選別し組入れることによりポートフォリオを構築します。組入銘柄の見直しは原則として四半期毎に行います。ただし、市場環境の急変や企業活動の大幅な変更のあった場合はそれ以外の時期に見直しが行われる場合があります。

当ファンドにおける為替ヘッジについて

当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャーが「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの為替部門からの情報を参考に当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門に所属する為替先物予約取引担当者が為替ヘッジのための為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のリスク管理部門により検証されます。

<訂正後>

（略）

定量分析

投資対象銘柄を以下のバリュウ（割安度）およびモメンタム（勢い・方向性）の観点から数値データを用いて分析・点数化（定量分析）し、その合計評価により投資対象となる銘柄の候補（投資候補銘柄）を絞り込みます。

投資対象は、定量分析するためのデータが取得できる銘柄とします。

・ 市場全体に対して、また、国別・業種別等の類似グループ内において割安であるか

・ 企業収益予想・株価のモメンタム（勢い・方向性）が良好であるか

ファンダメンタルズ分析（定性分析）

前記 で絞り込まれた投資候補銘柄について、グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ^{*1}に属するアナリスト等による情報（国・業種の情報（地政学リスク^{*2}、産業構造の変化等）を含みます。）も活用しながら、前記 の定量分析で使用したデータの妥当性を検証し、また定量分析のみで把握できない事象（企業買収、会計基準変更等）を加味した検証（定性分析）をポートフォリオ・マネジャーが行い、投資候補銘柄を更に絞り込みます。

*1 グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループに関しては、後記「（3）運用体制」をご参照ください。

*2 ある国が抱える政治的・軍事的な緊張の高まりが、地理的な位置関係によりその国・関連地域または世界の経済の先行きを不透明にするリスクをいいます。

ポートフォリオ構築

前記 ・ で絞り込まれた投資候補銘柄について、国別配分や業種配分が過度に偏らないよう考慮しながら、組入銘柄を選別し、ポートフォリオを構築します（平成23年12月末時点の組入銘柄数は約60銘柄です）。組入銘柄の見直しは随時行います。

当ファンドにおける為替ヘッジについて

当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャーが「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの為替部門からの情報を参考に当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門に所属する為替先物予約取引担当者が為替ヘッジのための為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のミドルオフィス部門により検証されます。

（3）運用体制

<訂正前>

- ・ 当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券にかかる運用体制
～ （略）
（図略）

（注1）運用体制については、J P M I M社を含めた「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しております。

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、平成23年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・ 為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のリスク管理部門により検証されます。

（以下略）

<訂正後>

- ・ 当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券にかかる運用体制
～ （略）
（図略）

（注1）運用体制については、J P M I M社を含めた「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しております。

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、平成23年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のミドルオフィス部門により検証されます。

（以下略）

（４）分配方針

<訂正前>

（略）

<参考>

収益分配金の支払いについて

～（略）

<訂正後>

（略）

<参考>

収益分配金の支払いについて

～（略）

収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の配当等収益および評価益を含む売買益^{*2}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間中における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

* 1 経費については、後記「４手数料等及び税金（３）信託報酬等および（４）その他の手数料等」をご参照ください。

* 2 信託約款第44条第1項第2号をご参照ください。

3【投資リスク】

（２）投資リスクに関する管理体制

為替ヘッジについてのリスク管理体制

<訂正前>

当ファンドに対する為替ヘッジは、原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社は当ファンドにおいて、為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

<訂正後>

当ファンドに対する為替ヘッジは、原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社は当ファンドにおいて、為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、委託会社のミドルオフィス部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

4【手数料等及び税金】

（５）課税上の取扱い

< 訂正前 >

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成23年8月末現在適用されるものです。

個別元本について

（略）

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、後記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

^{*} 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記

（ハ）損益通算について をご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、

10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

^{*1} 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

^{*2} 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) (略)

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。特別分配金は課税されません。

^{*} 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは15%（所得税15%）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成24年2月末現在成立しているものです。

個別元本について

（略）

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）* となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

* 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記

（ハ）損益通算について をご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、

10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

* 1 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

* 2 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) (略)

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）* の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

* 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税7.147%）、平成26

年1月1日からは15.315%(所得税15.315%)となる予定です。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家(税務署等)に確認することをお勧めいたします。

5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況(1)投資状況(3)運用実績および(4)設定及び解約の実績ならびに<参考情報>」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1)投資状況

(平成24年2月20日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,495,031,172	100.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,920,878	0.13
合計(純資産総額)		1,493,110,294	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)」です(以下同じ)。

(参考)JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成24年2月20日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	327,196,262	12.06
	カナダ	47,108,215	1.74
	イギリス	380,474,278	14.02
	香港	623,958,787	23.00
	タイ	69,754,708	2.57
	インドネシア	49,759,900	1.83
	ブラジル	343,626,327	12.66
	韓国	227,927,331	8.40
	台湾	108,891,237	4.01
	トルコ	67,117,604	2.47
	インド	210,699,188	7.76
	ポーランド	83,016,890	3.06
	南アフリカ	128,018,763	4.72
小計		2,667,549,490	98.30
オプション証券等	イギリス	21,836,704	0.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	24,184,850	0.90
合計(純資産総額)		2,713,571,044	100.00

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 (二)ファンドの特色」をご参照ください。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成24年2月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成19年7月26日)	2,233	2,233	1.7496	1.7496
2期	(平成20年7月28日)	2,178	2,178	1.4292	1.4292
3期	(平成21年7月27日)	1,129	1,129	0.8830	0.8830
4期	(平成22年7月26日)	2,149	2,149	1.0768	1.0768
5期	(平成23年7月26日)	1,760	1,760	1.1527	1.1527
	平成23年2月末日	1,834	-	1.1253	-
	平成23年3月末日	1,843	-	1.2057	-
	平成23年4月末日	1,942	-	1.2359	-
	平成23年5月末日	1,879	-	1.1836	-
	平成23年6月末日	1,789	-	1.1689	-
	平成23年7月末日	1,753	-	1.1479	-
	平成23年8月末日	1,495	-	1.0045	-
	平成23年9月末日	1,339	-	0.9195	-
	平成23年10月末日	1,449	-	1.0395	-
	平成23年11月末日	1,264	-	0.9509	-
	平成23年12月末日	1,216	-	0.9413	-
	平成24年1月末日	1,324	-	1.0275	-
	平成24年2月20日	1,493	-	1.1466	-

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期(中間期)	0.0000

収益率の推移

期	収益率（％）
1期	75.0
2期	18.3
3期	38.2
4期	21.9
5期	7.0
6期(中間期)	9.2

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

(4) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1期	2,157,337,089	880,955,086	1,276,382,003
2期	1,334,140,884	1,086,393,304	1,524,129,583
3期	477,881,635	722,900,029	1,279,111,189
4期	1,563,145,375	846,378,471	1,995,878,093
5期	601,828,574	1,069,998,848	1,527,707,819
6期(中間期)	132,980,197	379,611,742	1,281,076,274

(注1) 第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

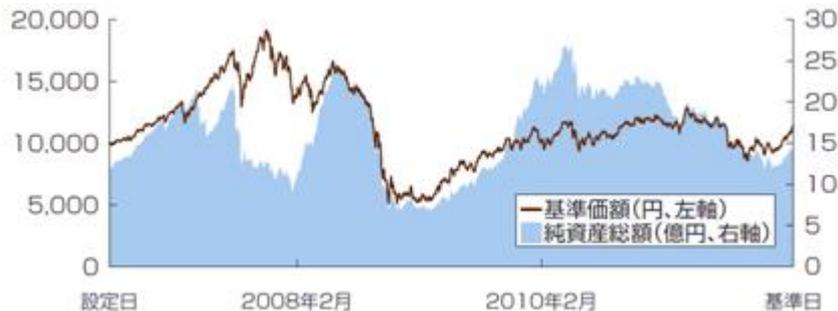
(注2) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2012年2月20日	設定日	2006年7月28日
純資産総額	14億円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
1期	2007年7月	0
2期	2008年7月	0
3期	2009年7月	0
4期	2010年7月	0
5期	2011年7月	0
	設定来累計	0

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
中国	26.0%
ブラジル	15.6%
韓国	13.1%
ロシア	9.7%
インド	7.8%
その他	27.0%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
米ドル	23.7%
香港ドル	23.0%
ブラジルリアル	12.7%
韓国ウォン	8.4%
インドルピー	7.8%
その他	23.6%

業種別構成状況

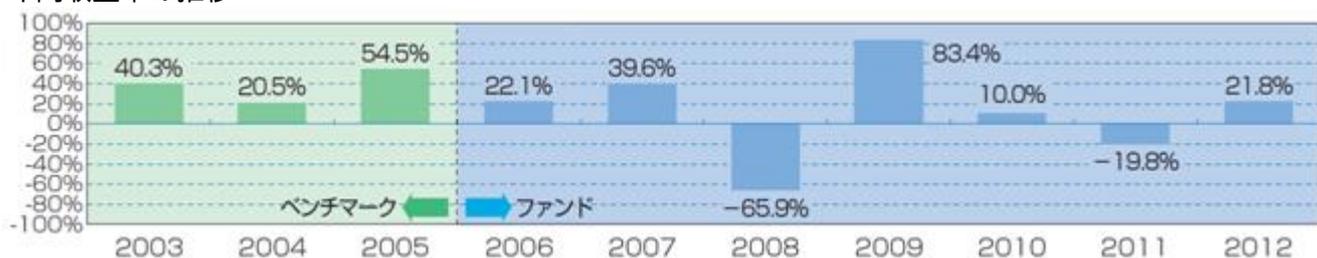
業種	投資比率 2
銀行	18.4%
エネルギー	13.8%
自動車・自動車部品	9.8%
半導体・半導体製造装置	8.1%
電気通信サービス	6.7%
その他	41.6%

* 上記比率にファンドで保有するオプション証券等 3は、含んでおりません。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国 1	通貨	業種	投資比率 2
1	三星電子	韓国	米ドル	半導体・半導体製造装置	4.7%
2	台湾積体回路製造	台湾	米ドル	半導体・半導体製造装置	3.4%
3	現代自動車	韓国	韓国ウォン	自動車・自動車部品	3.0%
4	中国移动	中国	香港ドル	電気通信サービス	2.7%
5	タタ・モーターズ	インド	インドルピー	自動車・自動車部品	2.7%
6	中国海洋石油	中国	香港ドル	エネルギー	2.7%
7	東風汽車	中国	香港ドル	自動車・自動車部品	2.7%
8	中国建設銀行	中国	香港ドル	銀行	2.5%
9	中国銀行	中国	香港ドル	銀行	2.4%
10	コンパニア・デ・ベピダス・ダス・アメリカス	ブラジル	米ドル	食品・飲料・タバコ	2.2%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = (年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1) × 100

* 2006年の年間収益率は設定日から年末営業日、2012年の年間収益率は前年末営業日から2012年2月20日までのものです。

* 2003年～2005年は、ファンドのベンチマークである「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）」の年間収益率です。

* 当ページにおける「ファンド」は、JPMエマージング株式ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。
- オプション証券等は、金融商品取引法第2条第1項第19号に規定する有価証券（オプションを表示する証券または証書）のことで、

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

< 追加 >

- 1 . 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3 および第57条の2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 . 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成23年7月27日から平成24年1月26日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【JPMエマージング株式ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 (平成24年1月26日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,354,983,047
未収入金	1,478,294
流動資産合計	1,356,461,341
資産合計	1,356,461,341
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,478,294
未払受託者報酬	723,654
未払委託者報酬	13,025,667
その他未払費用	144,664
流動負債合計	15,372,279
負債合計	15,372,279
純資産の部	
元本等	
元本	1,281,076,274
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	60,012,788
(分配準備積立金)	99,919,575
元本等合計	1,341,089,062
純資産合計	1,341,089,062
負債純資産合計	1,356,461,341

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	当中間計算期間 (自 平成23年 7月27日 至 平成24年 1月26日)
営業収益	
有価証券売買等損益	168,622,134
営業収益合計	168,622,134
営業費用	
受託者報酬	723,654
委託者報酬	13,025,667
その他費用	144,664
営業費用合計	13,893,985
営業損失（ ）	182,516,119
経常損失（ ）	182,516,119
中間純損失（ ）	182,516,119
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	65,894,012
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	233,292,083
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	56,657,188
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	54,299,179
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,358,009
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	60,012,788

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（追加情報）

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 (平成24年1月26日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額	
期首元本額	1,527,707,819円
期中追加設定元本額	132,980,197円
期中一部解約元本額	379,611,742円
2 受益権の総数	1,281,076,274口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.0468円 (10,468円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

	当中間財務諸表対象期間
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.5%を乗じて得た額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	当中間計算期間末
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成23年 7月26日現在)	(平成24年 1月26日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		66,826,890	4,520,997
コール・ローン		4,987,759	18,476,729
株式		3,483,418,523	2,506,070,690
オプション証券等		34,062,709	23,274,264
未収入金		48,281,161	-
未収配当金		4,798,568	1,018,679
未収利息		6	25
流動資産合計		3,642,375,616	2,553,361,384
資産合計		3,642,375,616	2,553,361,384
負債の部			
流動負債			
未払金		7,136,677	-
未払解約金		32,937,390	3,602,502
流動負債合計		40,074,067	3,602,502
負債合計		40,074,067	3,602,502
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,866,815,603	2,216,426,425
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		735,485,946	333,332,457
元本等合計		3,602,301,549	2,549,758,882
純資産合計		3,602,301,549	2,549,758,882
負債純資産合計		3,642,375,616	2,553,361,384

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式およびオプション証券等 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(追加情報)

当期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成23年7月26日現在)	(平成24年1月26日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	3,797,007,819円	2,866,815,603円
期中追加設定元本額	1,084,598,530円	184,172,366円
期中解約元本額	2,014,790,746円	834,561,544円
元本の内訳（注）		
JPMEマージング株式ファンド	1,416,256,937円	1,177,836,446円
JPMEマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	907,622,336円	536,481,730円
JPMEマージング株式ファンド（毎月決算型）	542,416,658円	501,852,443円
JPM資産分散ファンド	519,672円	255,806円
合計	2,866,815,603円	2,216,426,425円
2 受益権の総数	2,866,815,603口	2,216,426,425口
1口当たりの純資産額 （1万口当たりの純資産額）	1.2566円 (12,566円)	1.1504円 (11,504円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成23年8月末現在）	
資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部の運用商品部が為替ヘッジの為の投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成23年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（平成24年2月末現在）	
資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジの為の投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成24年3月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（略）

平成23年8月末現在、委託会社が設定・運用している追加型証券投資信託は123本、単位型証券投資信託は1本、親投資信託は58本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）および登録金融機関を通じて行っています。運用している証券投資信託の合計純資産総額は10,875億円（ただし、親投資信託を除きます。）です。

<訂正後>

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成24年2月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	66	408,363
公募単位型株式投資信託	4	114,695
公募追加型債券投資信託	1	407,037

公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	59	364,548
総合計	130	1,294,643
親投資信託	59	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号、以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表及び第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号、以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表及び第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第22期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			3,081,546	
有価証券			6,206,530	
前払費用			55,959	
未収入金			149,858	
未収委託者報酬			1,358,335	
未収収益			2,163,674	
繰延税金資産			494,050	
その他			109,324	
流動資産計			13,619,281	85.0
固定資産				
投資その他の資産			2,399,762	
投資有価証券		1,979,500		
敷金保証金		39,682		
繰延税金資産		347,460		
その他		33,119		
固定資産計			2,399,762	15.0
資産合計			16,019,043	100.0

		第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			84,459	
未払金			1,653,909	
未払収益分配金		1,430		
未払償還金		1,186		
未払手数料		522,231		
その他未払金	1	1,129,060		
未払費用			966,772	
未払法人税等			23,362	
賞与引当金			745,546	
事務所賃貸借契約引当金			123,877	
その他			7,956	
流動負債計			3,605,883	22.5
固定負債				
賞与引当金			517,071	
役員賞与引当金			77,162	
退職給付引当金			29,523	
事務所賃貸借契約引当金			193,670	
固定負債計			817,427	5.1
負債合計			4,423,311	27.6

		第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			8,399,163	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		8,365,487		
株主資本計			11,617,163	72.5
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			21,431	
評価・換算差額等計			21,431	0.1
純資産合計			11,595,731	72.4
負債・純資産合計			16,019,043	100.0

(2) 中間損益計算書

		第22期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			4,449,903	
運用受託報酬			2,828,078	
その他			836,095	
営業収益計			8,114,077	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			3,819,879	
支払手数料		1,764,331		
調査費		1,705,048		
その他営業費用		350,500		
一般管理費			4,564,185	
営業費用・一般管理費計			8,384,065	103.3
営業損失			269,987	3.3
営業外収益	1	191,120		
営業外収益計			191,120	2.3
営業外費用	2	49,728		
営業外費用計			49,728	0.6
経常損失			128,595	1.6
特別損失	3	53,158		
特別損失計			53,158	0.7
税引前中間純損失			181,754	2.3
法人税、住民税及び事業税			5,775	0.1
法人税等調整額			85,082	1.1
中間純損失			102,446	1.3

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第22期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,218,000
当中間期末残高	2,218,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,000,000
当中間期末残高	1,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	33,676
当中間期末残高	33,676
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	8,467,933
当中間期変動額	
中間純損失	102,446
当中間期変動額合計	102,446
当中間期末残高	8,365,487
株主資本合計	
当期首残高	11,719,609
当中間期変動額	
中間純損失	102,446
当中間期変動額合計	102,446
当中間期末残高	11,617,163
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	46,644
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	68,076
当中間期変動額合計	68,076
当中間期末残高	21,431
評価・換算差額等合計	
当期首残高	46,644
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	68,076
当中間期変動額合計	68,076
当中間期末残高	21,431
純資産合計	
当期首残高	11,766,254
当中間期変動額	
中間純損失	102,446
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	68,076
当中間期変動額合計	170,522
当中間期末残高	11,595,731

重要な会計方針

項目	第22期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

項目	第22期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	<p>(4) 事務所賃貸借契約引当金 事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料と第三者との転貸借契約から得られる事務所賃料収入の見込額に基づき引当金を計上しております。 (会計上の見積りの変更) 当中間会計期間において、転貸計画が進捗しなかったことにより、転貸の開始予定時期を見直し、引当金の計上額を将来にわたり変更しております。 これにより、当中間会計期間の特別損失が53,158千円増加し、税引前中間純損失が同額増加しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

(追加情報)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日)
<p>1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していません。</p>

（中間損益計算書関係）

第22期中間会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）	
1 営業外収益のうち主要なもの（千円）	
為替差益	70,762
デリバティブ利益	94,744
2 営業外費用のうち主要なもの（千円）	
デリバティブ評価損	42,640
3 特別損失のうち主要なもの（千円）	
事務所賃貸借契約引当金繰入額	53,158

（中間株主資本等変動計算書関係）

第22期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

（リース取引関係）

第22期中間会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	524,245 千円
1年超	1,810,903 千円
合計	2,335,149 千円

（金融商品関係）

第22期中間会計期間末（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,081,546	3,081,546	-
(2) 有価証券	6,206,530	6,206,530	-
(3) 未収委託者報酬	1,358,335	1,358,335	-
(4) 未収収益	2,163,674	2,163,674	-
(5) 投資有価証券	1,979,500	1,979,500	-
資産計	14,789,587	14,789,587	-
(1) 未払手数料	522,231	522,231	-
(2) その他未払金	1,129,060	1,129,060	-
(3) 未払費用	966,772	966,772	-
(4) デリバティブ取引	7,956	7,956	-
負債計	2,626,020	2,626,020	-

（注1）金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（有価証券関係）

第22期中間会計期間末（平成23年9月30日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	その他			
	投資信託	1,524,320	1,465,635	58,685
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	その他			
	投資信託	455,180	550,000	94,820
合計		1,979,500	2,015,635	36,135

（注）有価証券（中間貸借対照表計上額 6,206,530千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第22期中間会計期間末（平成23年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	385,944	-	393,900	7,956

（注）時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

（セグメント情報等）

関連情報

第22期中間会計期間（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	その他	合計
外部顧客への売上高	4,449,903	2,828,078	836,095	8,114,077

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
6,514,238	1,599,839	8,114,077

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（1株当たり情報）

第22期中間会計期間 （自平成23年 4 月 1 日 至平成23年 9 月30日）	
1株当たり純資産額	206,091円38銭
1株当たり中間純損失金額	1,820円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 については、1株当たり中間純損失であり、また、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	102,446千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	102,446千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成23年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成23年9月末現在)	事業の内容
1	株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	みずほ証券株式会社	125,167百万円	同 上
3	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
4	東海東京証券株式会社	6,000百万円	同 上
5	SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	同 上
6	浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	同 上
7	マネックス証券株式会社	7,425百万円	同 上
8	株式会社京都銀行	42,103百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
9	株式会社南都銀行	29,249百万円	同 上
10	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成23年9月末現在)	事業の内容
1	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	450万米ドル	投資運用業務および投資顧問業を行っています。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年3月21日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMエマージング株式ファンドの平成23年7月27日から平成24年1月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPMエマージング株式ファンドの平成24年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年7月27日から平成24年1月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月15日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。